

## 滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例案要綱

## 1 改正の理由

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に定める特定事業を実施する民間事業者の選定については、公正性および透明性を確保することはもとより、高度かつ専門的な知見を有する外部有識者等による調査審議を経ることが必要であることから、新たに滋賀県商工観光労働部 P F I 事業者選定委員会を設置するとともに、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）に定める公園施設の設置等の許可の申請を行うことができる者（以下「設置等予定者」という。）を公募により選定するための評価の基準の策定および設置等予定者の選定について、滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会において審査することとするため、滋賀県附属機関設置条例（平成 25 年滋賀県条例第 53 号）の一部を改正しようとするものです。

## 2 改正の概要

- (1) 滋賀県商工観光労働部 P F I 事業者選定委員会を新たに設置することとし、当該附属機関の担任する事務ならびに委員の数、構成および任期について定めることとします。  
(別表関係)
- (2) 滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会の名称を滋賀県土木交通部指定管理者等選定委員会に改めるとともに、担任する事務に設置等予定者を公募により選定するための評価の基準の策定および設置等予定者の選定に関する事項について調査審議することを追加することとします。(別表関係)
- (3) その他
  - ア この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとします。
  - イ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

滋賀県附属機関設置条例新旧対照表

旧					新				
本則および付則 省略					本則および付則 省略				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
1 知事の附属機関					1 知事の附属機関				
名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期	名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
省略					省略				
滋賀県商工省略	省略				滋賀県商工省略				
観光労働部					観光労働部				
指定管理者					指定管理者				
選定委員会					選定委員会				
(新設)					滋賀県商工 観光労働部 P F I 事業 者選定委員 会	知事の諮問に応じ て商工観光労働部 の所管に属する特 定事業を実施する 民間事業者の選定 に関する事項につ いて調査審議する こと。	8人以内	(1) 学識経験を有 する者 (2) その他知事が 適當と認める者	当該諮問 に係る調 査審議が 終了する までの期 間
滋賀県産業省略	省略								
振興審議会									
省略									
					滋賀県産業省略				
					振興審議会省略				
					省略				

滋賀県土木 交通部指定 管理者選定 委員会	知事の諮問に応じて 土木交通部の所管に 属する公の施設の指 定管理者の選定に関 する事項について調 査審議すること。	15人以内	(1) 学識経験を有 する者 (2) その他知事が 適当と認める者	当該諮問 に係る調 査審議が 終了する までの期 間	滋賀県土木 交通部指定 管理者等選 定委員会	知事の諮問に応じて 土木交通部の所管に 属する公の施設の指 定管理者の選定に関 する事項ならびに都 市公園法（昭和31年 法律第79号）第5条 の2第2項第9号の 評価の基準の策定お よび同法第5条の4 第3項の規定による 設置等予定者（同法 第5条の2第2項第 9号に規定する設置 等予定者をいう。） の選定に関する事項 について調査審議す ること。	15人以内	(1) 学識経験を有 する者 (2) その他知事が 適当と認める者	当該諮問 に係る調 査審議が 終了する までの期 間
省略					省略				
2 省略					2 省略				

滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第2項関係）

旧	新
<p>第1条から第18条まで 省略 (指定管理者の指定の手続)</p> <p>第19条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たつては、あらかじめ<u>滋賀県土木交通部 指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>第20条以下 省略</p>	<p>第1条から第18条まで 省略 (指定管理者の指定の手続)</p> <p>第19条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たつては、あらかじめ<u>滋賀県土木交通部 指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>第20条以下 省略</p>

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第2項関係）

旧	新
<p>第1条から第37条まで 省略 (指定管理者の指定の手続)</p> <p>第38条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たつては、あらかじめ<u>滋賀県土木交通部 指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>第39条以下 省略</p>	<p>第1条から第37条まで 省略 (指定管理者の指定の手続)</p> <p>第38条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たつては、あらかじめ<u>滋賀県土木交通部 指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>第39条以下 省略</p>

滋賀県都市公園条例新旧対照表（付則第2項関係）

旧	新
<p>第1条から第9条の2まで 省略 (指定管理者の指定の手続)</p> <p>第9条の3 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たつては、あらかじめ<u>滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>第9条の4以下 省略</p>	<p>第1条から第9条の2まで 省略 (指定管理者の指定の手続)</p> <p>第9条の3 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たつては、あらかじめ<u>滋賀県土木交通部指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>第9条の4以下 省略</p>

## 都市公園法に基づく公募設置管理制度について

### (1) 概要

- 民間活力による新たな都市公園の整備手法を創設し、公園の再生・活性化を推進することを目的とした都市公園法に基づく制度。
- 都市公園において、飲食店や売店等の収益施設（公募対象公園施設）の設置または管理、広場等の公園施設の整備を一体的に行う民間事業者を公募により選定するもの。

＜制度を活用した公園整備イメージ＞



### (2) 特例措置

- 民間事業者には、設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、以下の特例措置をインセンティブとして適用。
  - ◆ 特例1：設置管理許可期間の特例（10年→20年）  
公募設置等計画の認定期間内（20年間）は、設置管理許可の更新を保証。
  - ◆ 特例2：建蔽率の特例（2%→12%）  
飲食店や売店等の便益施設の建蔽率は2%であるところ、10%上乗せ。
  - ◆ 特例3：占有物件の特例  
自転車駐車場、看板および広告塔を「利便増進施設」（占用物件）として設置可能。

### (3) 選定手続

- 都市公園法上、民間事業者の選定の評価の基準の策定およびその選定については、学識経験者の意見を聴かなければならない旨規定。
- 民間事業者には、設置管理許可期間等の特例措置が適用されることから、その選定に際しては、公正性・透明性および幅広い専門知識が求められ、外部有識者等による調査審議を経ることが適当。
- また、公募設置管理制度による公園整備を行う民間事業者の選定については、
  - ①都市公園の指定管理者の選定と合わせ、公募設置管理制度による公園施設整備を必須要件として、民間事業者を選定
  - ②都市公園の指定管理者の選定と合わせ、公募設置管理制度による公園施設整備を任意要件として、民間事業者を選定
  - ③都市公園の指定管理者とは別に公募設置管理制度の民間事業者を選定
 という3つのケースが想定され、指定管理者制度と関連した制度。

#### (参考) 公募対象公園施設の維持管理の方法

公募設置管理制度により選定された民間事業者による維持管理			直営または第三者による管理
維持管理業務委託	設置管理許可	指定管理者の指定	
選定した民間事業者に対し、維持管理業務を委託	選定した民間事業者に対し、都市公園法第5条に基づく管理許可	選定した民間事業者を公園施設全体の指定管理者に指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園管理者が整備された施設の引き渡しを受け、直営で維持管理</li> <li>・既に指定されている指定管理者等が維持管理</li> </ul>